9 労働環境の改善を図りたい場合

1 非正社員を正社員に転換したいとき

≪県費預託融資制度≫

◎ 雇用促進等支援資金(労働支援融資) 【P83 参照】

対 象	新たに正社員を雇用(非正社員から正社員への転換を含む。)する中小企業者・組合等 が利用できます。		
限度額	7,000 万円		
	資金名	貸出利率(固定金利)
		運転資金	設備資金
		(3年以内)1.0%	(3年以内) 0.7%
	雇用促進等支援資金	(5年以内) 1.2%	(5年以内)0.9%
~.I ——— hafa		(10年以内) 1.4%	(10年以内) 1.1%
利率等		※信用保証	正なしの場合は上記利率+0.3%
	※ 貸出利率:令和5年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。信用保証料率:広島県信用保証協会所定の保証料率(料率C適用)。融 資 期 間:運転10年(据置1年)、設備10年(据置3年)		
窓口	【施策関係】雇用労働政策 【融資関係】経営革新課		TEL 082-513-3424 TEL 082-513-3321

≪補助金≫

◎キャリアアップ助成金(正社員化コース)

	O 1 1 7 7	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成します。 制度概要 ※正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額してい とが必要		
	内 容	大企業1人当たり 有期→正規 42.75 万円,無期→正規 21.375 万円 中小企業1人当たり 有期→正規 57 万円,無期→正規 28.5 万円 ※1年度1事業所あたりの支給申請上限人数:20 人
	窓口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課

2 福利厚生制度を充実させたいとき

◎ 勤労者財産形成促進制度

内 容	従業員の貯蓄や持家といった財産づくりのための制度があります。
窓口	(独) 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部 TEL 03-6731-2935 https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/

◎ 中小企業退職金共済制度

概 要	退職金制度を持つことが困難な中小企業のため、事業主の相互共済と国の援助により、 大企業並みの退職金を支給できるようにした制度です。		
内 容	事業主が,従業員ごとに決めた掛金を毎月金融機関に納め,従業員が退職したとき,掛金 納付月数に応じた退職金を事業主に代わって従業員に直接支払います。		
窓 口	(独)勤労者退職金共済機構 中小企業 建設業退職金共済広島県支部 林業退職金共済広島県支部 清酒製造業退職金共済広島県支部	業退職金共済事業本部 TEL 03-6907-1234 https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/ TEL 082-221-0138 TEL 082-228-5111 TEL 082-221-9338	

◎ 中小企業勤労者福祉サービスセンター

内 容	中小企業の勤労者と事業主のために総合的な福利厚生事業を実施する団体で、入会すると、慶 弔共済給付、レジャー・宿泊施設の割引利用、健康診断の助成など様々なサービスが受けられ ます。	
対 象	サービスセンターが設置されている地域にある中小企業の事業所で働く勤労者と事業主 (広島市, 呉市, 福山市, 府中市)	
費用	入会金(1人当たり) 500円 会費(1人月額) 800~1,000円	
窓口	(公財) 広島市文化財団 (広島市中小企業勤労者共済事業) ドゥプレ TEL 082-278-8001 FAX 082-278-7011 PATE	

3 労働保険の事務処理を委託したいとき

	労働保険事務組合とは
	事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについ
	て、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。
	【メリット】
概要	1 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので事
	務の手間が省けます。
	2 労働保険料の額に関わらず3回に分割納付できます。
	3 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別
	加入することができます。
	常時使用する労働者が
4.1 4.	1 金融・保険・不動産・小売業にあっては 50 人以下の事業主
対 象	2 卸売の事業・サービス業にあっては 100 人以下の事業主
	3 その他の事業にあっては300人以下の事業主
	広島労働局 総務部労働保険徴収課 TEL 082-221-9246
窓口	最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)

4 勤労者福祉施設を利用したいとき

内	容	勤労者の福利厚生のために、教養、文化、スポーツ、研修、宿泊等に勤労者福祉施設を利 用できます。
対	象	勤労者及びその家族等 (どなたでも利用できます。)
窓	П	各勤労者福祉施設

【勤労者福祉施設】

施設名	電話	所 在 地
広島サンプラザ	082-278-5000	広島市西区商工センター3-1-1
いこいの村ひろしま	0826-29-0011	山県郡安芸太田町大字松原 1-1
福山市沼隈サンパル	084-987-1866	福山市沼隈町大字草深 1890 番地 4

5 人材確保のために雇用管理の改善を図りたいとき

≪中小企業労働力確保法による支援施策≫

◎ 職場定着支援助成金(中小企業団体助成コース)

内 容	中小企業者を構成員とする事業協同組合等が,傘下の事業者の人材確保や従業員の職場 定着を支援するために一定の事業(中小企業労働環境向上事業)を行った場合,それに 要した費用の一部を助成します。	
対 象	構成員である中小企業者のために中小企業労働環境向上事業を行う改善計画の認定を受け た事業協同組合等	
助成額	事業の実施に要した費用に相当する額の2/3 ただし、団体の規模により最大600万~1,000万円/1事業年度	
期間	1年間	
窓口	【助成金の相談・支給申請】 ①ハローワーク広島及び広島東管内の事業所の場合 広島労働局職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832 ②上記以外のハローワーク管内の事業所の場合 雇用保険の適用事業所を管轄する各ハローワーク 【改善計画の認定申請】 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424	

◎ 高度化事業

内 容	事業協同組合等が行う工業団地の建設や共同施設の設置等に必要な資金を、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して長期・低利で融資します。 認定計画に基づき行われる高度化事業のうち、研修施設や従業員共同宿舎等の共同施設については、金利が無利子になります。	
対 象	改善計画の認定を受けた事業協同組合等	
限度額	度 額 融資割合 90%以内	
償還期間	20 年以内(うち据置 3 年以内)	
金利	利 0.4% (令和4年度) 又は無利子	
窓口	【高度化事業の相談】 (独)中小企業基盤整備機構 高度化事業企画課 TEL 03-5470-1528 経営革新課 貸付管理グループ TEL 082-513-3323 【改善計画の認定申請】 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424	

◎ 中小企業信用保険法の特例

内 容	改善事業を行うための資金を「信用保証協会」の保証を活用して民間金融機関から借りようとする場合、中小企業信用保険について特例措置があります。その結果として、その資金を民間金融機関から借り入れやすくなります。	
対象	改善計画の認定を受けた事業協同組合等,認定組合等の構成中小企業者, 改善計画の認定を受けた個別中小企業者	
特例措置	1 普通保険・無担保保険・特別小口保険の付保限度額の同額別枠設定2 普通保険のてん補率の引上げ(70%→80%)3 保険料率の引下げ	
窓口	【特例措置の相談】広島県信用保証協会 TEL 082-228-5501 【申込窓口】信用保証協会の信用保証を取り扱う金融機関 【改善計画の認定申請】 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424	

◎ 中小企業投資育成株式会社法の特例

内	容	改善事業を行うための資金を「株式等」の発行によって調達する場合,通常は対象外である資本金3億円超の中小企業であっても,特例的に「中小企業投資育成株式会社」による引受けの対象となります。	
対	象	認定組合等の構成中小企業者,改善計画の認定を受けた個別中小企業者	
窓	П	【申込窓口】大阪中小企業投資育成株式会社 TEL 06-6459-1700 (株) 日本政策金融公庫 広島支店 中小企業事業窓口 TEL 082-247-9151 【改善計画の認定申請】 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424	

◎ 委託募集の特例

内	容	事業主が第三者に報酬を与えて委託して労働者の募集を行わせること(委託募集)は、職業安定法で厚生労働大臣の「許可」を受けることが必要となっています。 しかし、認定組合等が構成中小企業者からの委託を受けて募集活動を行うときは、厚生 労働大臣への「届出」により当該募集活動に従事することができます。
対	象	改善計画の認定を受けた事業協同組合等,改善計画の認定を受けた個別中小企業者
窓	П	【申込窓口】広島労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 082-502-7831 【改善計画の認定申請】 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424

【注意】上記の支援施策を活用する前提条件として、都道府県知事による改善計画の認定が必要です。 * 改善計画とは、職場としての魅力を向上させ、労働力を確保するために「雇用管理の改善」を

どのように実施していくかについての計画のことです。